

44宇宙委第17号

昭和44年2月17日

敬

宇宙開発委員会委員長 木内四郎

第6回宇宙開発委員会定例会議の開催について

標記会議を下記により開催しますので、ご出席下さい。

記

1. 日時 昭和44年2月19日(水) 午後2時~4時
2. 場所 科学技術庁 第2会議室
3. 議題 (1) ロケット打上げ実験結果の報告
(2) その他

第6回宇宙開発委員会定例会議議事次第

1. 第5回宇宙開発委員会定例会議議事要旨の確認
2. 第7回ロケット打上げ実験結果の報告
3. 昭和43年度第2次観測ロケット実験結果の報告

配布資料

- 委6-1 第5回宇宙開発委員会定例会議議事要旨
- 委6-2 打上げ実験結果の概要
- 委6-3 昭和43年度第2次観測ロケット実験結果

第5回宇宙開発委員会定例会議議事要旨

- 1. 日時 昭和44年2月12日(水) 午後2時~4時
- 2. 場所 科学技術庁 第2会議室
- 3. 議題 (1) 第3回および第4回宇宙開発委員会定例会議議事要旨の確認
(2) 宇宙開発事業団について
(3) 基本法について

4. 出席者

- 委員長代理 山 県 昌 夫
- 委員 関 義 長
- 委員 大 野 勝 三
- 委員 吉 謙 雅 夫

関係行政機関職員

- 科学技術事務次官 藤 波 恒 雄
- 科学技術庁長官官房長 馬 場 一 也
- 科学技術庁研究調整局長 石 川 晃 夫
- 外務省国際連合局外務審議官(代理:国際連合局科学課 江 口 暢)他
- 文部省大学学術局審議官(代理:大学学術局学術課 飯 田 益 雄)他
- 通商産業大臣官房審議官(代理:重工業局航空機武器課 松 本 久 男)
- 通商産業省工業技術院総務部長(代理:総務部総務課 若 林 俊 一 郎)
- 運輸省大臣官房参事官(代理:官房技術調査官 杉 本 喜 一 郎)

気象庁総務部長(代理:観測部高層課 中 村 繁)

海上保安庁総務部長(代理:水路部編暦課 山 崎 昭)

郵政省電波監理局審議官(代理:大臣官房電気通信監理官 室 電 気 通 信 参 事 官 末 広 卓)

建設大臣官房技術参事官(代理:国土地理院測地部測地二 課 北 郷 俊 郎)

事務局

科学技術庁研究調整局宇宙企画課長 山 野 正 登 他

5. 配布資料

- 委5-1 第3回宇宙開発委員会定例会議議事要旨
- 委5-2 第4回宇宙開発委員会定例会議議事要旨
- 委5-3 宇宙開発事業団法案および同法案要綱
- 委5-4 昭和44年度宇宙関係経費の概算額概要
- 委5-5 世界商業通信衛星組織の恒久的制度に関する通信衛星暫定委員会(IOSO)の報告について

6. 議事要旨

- (1) 前々回および前回議事要旨の確認
「第3回宇宙開発委員会定例会議議事要旨」および「第4回宇宙開発委員会定例会議議事要旨」が確認された。
- (2) 宇宙開発事業団について
事務局から「宇宙開発事業団法案」について説明があつた。
- (3) 基本法について
前回に引き続き「基本法」について審議が行なわれ、次のような意見が述べられた。

(イ) 「宇宙基本法」にすべきか「宇宙開発基本法」にすべきかについて

○ 「基本法」に「利用」を含むべきだという考えは変わらないが、「宇宙基本法」という名称は、宇宙の研究、開発および利用などというよりも、広く人類の宇宙空間における活動を律する基本原則を規定することと誤解を生ずる恐れがある。広義の「開発」には「利用」も含まれると解釈できるので、「利用」を含む「基本法」を「宇宙開発基本法」と呼んではどうか。

○ 「宇宙開発」という言葉はすでに「宇宙開発委員会設置法」の中で定義されており、いま、この「開発」を拡大して解釈することは言葉を混乱させることになりはしないか。

(ロ) 基本理想とどう取り扱うかについて

○ 「原子力基本法第二条」における「自主」と「公開」についてはいろいろな解釈ができるが、例えば、「公開」については、商業機密の保護は守られるというように解釈すべきだと思う。この「基本法」においては、これらの語句の解釈が明確になるように表現を改めてはどうか。

○ 「原子力基本法第二条」における「自主」、「公開」等の語句は常識的に解釈されているようであり、そういう観点からみれば、同規定をこの「基本法」に準用して差支えないのではないか。

○ 「原子力基本法第二条」の「自主」、「公開」に関する語句に修正を加えると、反対解釈により原子力基本法の解釈に影響を与えかねない恐れがある。

むしろ原子力基本法の表現をそのまま用いることにして、国会審議において、「自主」、「公開」等の解釈を明確にさせ、これを論争録にとどめておくことが最もよいのではないか。

○ 「平和目的」については、人を殺傷する目的には使わないという趣旨であることが明確になつていることが必要である。揆言すれば、それ以外の目的の為なら、広く利用者の為には開放すべきではないか。例えば、防衛庁が日常業務のため通信衛星を利用することまで禁すべきものか疑問である。

(ハ) 今後わが国の行なう宇宙開発の範囲について

○ わが国の宇宙開発をどこまで進めるかを「基本法」で述べることは問題である。

例えば、わが国が「月まで行く。」ということは現時点で云えないし、また、「月までは行かない。」と云うことも早計ではないか。

こういった事柄は、今後の内外の動向を見定めてから決めるべきことで、「基本法」で規定すべきことではない。

「基本法」では、米国の航空宇宙法第102条よりもさらに抽象的に開発の範囲を表現することが望ましいと思う。

○ 宇宙開発は豊かな将来性を持つており、「基本法」でその範囲を限定することはおかしい。「基本法」では開発の大原則のみを書くことでよいと思う。

(ニ) 委員会との関係について

○ 「基本法」には、当然「利用」が含まれることとなるう

が、委員会の所掌事務からは「利用」が除かれているので、相互の関係が面倒なことになる。

- 本来、「基本法」がさきにあるべきであり、その中で、わが国の宇宙に関する研究、開発および利用を総合的かつ計画的に行なわせるため、宇宙開発委員会の設置を規定すべきものだ。

● そのようにして作られた委員会が各省庁の宇宙開発計画を審議、決定することは当然である。この場合、民間の計画までも含めることについては疑問があるが、少なくとも委員会は、これに対し、指導的役割を果たすべきである。

現在の委員会もそういう性格を持つているものと思う。

- 理想として、委員会は各省庁の計画を適宜修正、撤回させるような権限を持つべきであるが、現行の「宇宙開発委員会設置法」でそこまでの権限が与えられているかどうかは疑問である。この点の明確な解釈について、関係各省庁の統一的な見解をまとめてほしい。

- いづれにせよ、委員会が開発計画を決定するにあたっては、実利用についてはともかく、少なくとも各衛星の利用計画までは十分に審議決定する権限があるという解釈を確立しておかなければ委員会としては責任をもつて計画を立てることができない。

(4) インテルサット恒久協定について

末広郵政省電気通信監理官室電気通信参事官から、世界商業通信衛星組織の恒久的制度に関する通信衛星暫定委員会(IOSO)の報告について説明がめつた。

実験結果の概要

打上げロケット	打上げ日時	打上げ時地上の気象				射 角		到達高度 km	水平飛 しよ う 距離km	備 考
		風向	風速	天気	気温	上下角	方位角			
SB-Ⅱ型/0号機	1月21日 10時50分	南	2m/sec	くもり	21.2 °C	75 °	85 °	61	80	発射後2分02秒で観測機器を分離し、パラシュート降下による観測データの送受信を73分間にわたり行なつた。
NAL/5-3/Ⅱ型	1月30日 10時31分	北東	10m/sec	くもり	15.3 °C	75 °	125 °	65	100	発射後19.9秒にタイマーにより切斷機構に点火分離した。また、2段目ダミーロケットは発射後約4分10秒後落下着水した。
NAL25-3/Ⅱ型	2月 1日 10時40分	北西	2m/sec	くもり	16.5 °C	86 °	108 °	130	490	発射後19.5秒に第1段目を分離し、第2段目は14.5秒間燃焼し高度約30kmに達したのち、7秒間隔で1秒間づつ16回にわたりガスジェットの噴射試験を行なつた。
LS-0型/号機	2月 4日の予定 5日 風雨 2月 6日 15時31分	北西	3m/sec	はれ	7.2 °C	70 °	110 °	解折中	解折中	第1段目固体ロケットは、発射5秒後に推力を失なつたが、これを分離した第2段目ロケットは、発射15秒後に点火され、37秒間燃焼を続けた後指令によつて燃焼を停止させた。
SO型3号機	2月 7日 15時30分	北東	3m/sec	はれ	11.4 °C	68 °	106 °	55	95	発射後2分40秒に最高々度に達し、観測機器を分離した。また8分41秒間にわたり計測した。
SO型4号機	2月 8日 10時30分	西	2.5m/sec	くもり	11.8 °C	64 °	105 °	58	108	発射後2分01秒に最高々度58kmに達し観測機器を分離した。また9分54秒間にわたり計測した。
SO型1号機 SC中最大	2月8日 15時30分	北西	2m/sec	くもり	15.2 °C	60 °	104 °	40	105	搭載電子機器は発射後3分07秒間すべて良好に作動し、落下着水した。

燃料 14kg
350~400mm
② 16cm Dummy
① 31cm 目

(注) 1. 打上げを計画していた、SB-Ⅱ型/1号機は事前に一部不具合が認められたので打上げを見合はせることとした。

(注) 2. 上表中の到達高度および水平飛しよう距離の確定値については、目下データを解折中である。

昭和43年度第2次観測ロケット実験結果

44. 2. 19
東京大学宇宙航空研究所

ロケット	飛上り 月日・時分	発射条件				飛上り結果			目的
		発射角 (°)	地上風 (m/s)	気温 (°C)	天候	到達高度 (Km)	水平距離 (Km)	飛行時間 (sec)	
MT-135-38	1月4日11時00分	75°	南西1	6	晴	57.1	—	—	気温、風の観測
MT-135-39	1月4日14時00分	75°	西南西3	8.5	晴	58.5	—	—	〃
MT-135-40	1月5日11時00分	77°	0	11	曇	58.8	—	—	〃
MT-135P-1	1月5日14時00分	76°	東北東0.5	14.5	曇	43.8	—	—	〃
K-9M-25	1月8日11時10分	76°	西南西1	7.5	晴	343	400	578	低エネルギー電子及び荷電粒子、プラズマ波、磁場の観測
SO-250B-1	1月8日15時00分	73°	西北西1	9.5	晴	26	60	205	高空における推力中絶装置の試験
K-8-15	1月9日16時40分	80°	西南西1	12	快晴	188	245	447	電子密度、電子エネルギー分布および空間電位、磁場の観測
S-300-1	1月9日19時45分	78°	南西1	11	快晴	—	—	—	トリメチルアルミニウムによる上層風の観測及びオゾン分布の観測
K-10C-1	1月12日14時10分	74°	南西2	10.5	曇	229	520	487	高空、高重におけるフレアに関する安定性の試験及びオゾンの観測
K-10-4	1月14日19時00分	74°	北西2	9.5	曇	229	410	524	地球コロナ紫外放射宇宙線、電子密度、電子温度、イオン組成、赤外線・可視光観測
L-3H-4	1月16日11時28分	77°	南東2	9	晴	—	—	—	電子密度、電子温度、イオン組成、イオン速度のプラズマ電波観測、マイクロ波安定性の観測
S-300-3	中止	—	—	—	—	—	—	—	トリウム群及びカリウム群による上層風の観測
K-9M+24	1月19日21時00分	79°	北西4	13.5	晴	328	343	561	夜間大気光、オゾン、電子密度、プラズマ波の観測
L-4T-1	中止	—	—	—	—	—	—	—	飛上り性能試験、最終段ロケットの姿勢制御試験
L-4S-4	中止	—	—	—	—	—	—	—	飛上り性能試験、最終段ロケットの姿勢制御試験、プラズマ電波観測、マイクロ波安定性の観測
K-9M-23	2月13日11時05分	81°	南東3	19	快晴	310	400	658	太陽紫外線の観測、磁場の観測
PT-420-1	2月13日15時10分	63°	南西5	20.4	晴	16.6	38	131	推力方向制御試験

第7回 ロケット打上げ実験計画書

(昭和44年1, 2月期)

昭和43年12月

科学技術庁
宇宙開発推進本部

第7回ロケット打上げ実験計画

(昭和44年1, 2月期)

第7回ロケット打上げ実験計画の概要は次のとおりである。

1. 実験実施機関

科学技術庁宇宙開発推進本部

東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目18番1号

実験実施責任者 本部長 松浦陽恵

2. 実験場所

科学技術庁宇宙開発推進本部種子島宇宙センター

鹿児島県熊毛郡南種子町大字茎永字字津

東経 130° 57' 55"

北緯 30° 22' 23"

3. 実験期間

昭和44年1月21日～1月23日

昭和44年1月30日～2月9日

4. 実験予定日時

ロケット	実験予定日	海面落下時刻	延期する場合の期間
SB-III-10	1月21日(火)	10:30~11:00	1月21日(火)~ 23日(木)
SB-III-11	1月22日(水)	10:30~11:00	1月22日(水)~ 23日(木)
NAL16-31D	1月30日(木)	10:30~11:00	1月30日(木)~2月 4日(火)
NAL25-31	2月 1日(土)	10:30~11:00	2月 1日(土)~ 4日(火)
LS-C-1	2月 4日(火)	15:30~16:00	2月 5日(水)~ 9日(日) (15:30~16:00のみ時間帯を使用)
SC-3	2月 7日(金)	10:30~11:00	2月 7日(金)~ 9日(日)
SC-4	2月 7日(金)	15:30~16:00	2月 8日(土)~ 9日(日)
SC-1	2月 8日(土)	10:30~11:00	2月 8日(土)~ 9日(日)

実験予定日に天候その他の都合によって打上げが出来ないときは「延期する場合の期間」の欄の範囲内で延期する。

なお、延期する場合の時間帯はLS-C-1を除き 10.30~11.00 および 15.30~16.00 である。

変更の理由が天候によるときは当日できるだけ早く報知する。

また、その他の都合によるときは不測の障害にもとづく場合以外は、少なくとも前日中に報知する手段を講ずる。

5. ロケットの性能・諸元

機種 諸元	SB-III-10		SB-III-11		LS-C-1		SC-1		SC-3 + SC-4		NAL16-31D		NAL25-31	
	1段	2段	1段	2段	サステーナ	ブースタ	1段 2重推力	2段 2重推力	1段 2重推力	2段 2重推力	サステーナ	ブースタ	サステーナ	ブースタ
形 式	1段	2段	1段	2段	サステーナ	ブースタ	1段 2重推力	2段 2重推力	1段 2重推力	2段 2重推力	サステーナ	ブースタ	サステーナ	ブースタ
全 長 (mm)	3,202	3,200	3,202	3,200	7,100	3,200	2,891	2,891	3,285	4,058	4,042	4,042	4,663	4,137
外 径 (mm)	157	600	157	566	600	566	165	165	161	165	510	510	250	310
全 重 量 (kg)	74	1,323	74	1,016	1,323	1,016	77	77	83	125	485	485	302	503
推進重量 (kg)	42	700	42	700	700	700	47	47	49	ダミー	340	340	139	340
平均推力 (kg)	600	3,350	600	15,480	3,350	15,480	230	800	200	910	4,900	4,900	2,000	4,900
燃焼秒時 (sec)	15	40	15	9	40	9	30	30	30	30	16	80	15	16
発射角 (°)	80	75	80	75	75	75	80	80	80	80	80	80	15	70
到達高度 (km)	70	80	70	6	80	6	80	80	90	90	45	45	150	14
水平飛しより距離 (km)	60	210	60	3	210	3	110	110	110	110	44	44	480	19
搭載機器	トランスポンダ 搭載機器 降下用パ ランシュート	トランスポンダ 搭載機器 降下用パ ランシュート	トランスポンダ 搭載機器 降下用パ ランシュート	トランスポンダ 搭載機器 降下用パ ランシュート	トランスポンダ 搭載機器 降下用パ ランシュート	トランスポンダ 搭載機器 降下用パ ランシュート	トランスポンダ 搭載機器 降下用パ ランシュート	トランスポンダ 搭載機器 降下用パ ランシュート	トランスポンダ 搭載機器 降下用パ ランシュート	トランスポンダ 搭載機器 降下用パ ランシュート	トランスポンダ 搭載機器 降下用パ ランシュート	トランスポンダ 搭載機器 降下用パ ランシュート	トランスポンダ 搭載機器 降下用パ ランシュート	トランスポンダ 搭載機器 降下用パ ランシュート

6. 実験の目的

1) SB-III型ロケット

わが国最初の強化プラスチック製固体ロケットとして開発され種子島上空約60kmまでの気象(風向, 風速, 気温)を観測し大型ロケット打上げ実験の際の資料を得ることを目的としている。

2) NAL16-31D型ロケット

航空宇宙技術研究所のロケットであり, NAL25-31ロケット打上げ実験の前段階として, 第1段ロケットの性能および分離機能の確認を含め技術資料を得ることを目的としている。

3) NAL25-31型ロケット

航空宇宙技術研究所のロケットであり, 人工衛星打上げ用ロケットのガスジェット制御システムの技術資料を得るためガスジェット装置の作動試験を行なうことを目的としている。

4) LS-C型ロケット

人工衛星打上げ用ロケットの第三段目に予定されている液体ロケット開発のため, 3.5トンの平均推力で40秒間燃焼する液体ロケットを第二段目とした液固体二段ロケットであり液体ロケットに関する技術資料を得ることを目的としている。

5) SC型ロケット

二重推力方式を採用した強化プラスチック製固体ロケットであり飛しょう性能を確認することを目的としている。

7. 主な計測項目および地上観測機器

機 種	主 な 計 測 項 目	地上観測機器
SB-III型ロケット	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各高度における気温および風向, 風速の測定 2. 飛しょう中における機軸方向の加速度の測定 3. 飛しょう経路の測定 	追尾レーダ 光学観測装置
NAL 16-31D型ロケット	<ol style="list-style-type: none"> 1. 飛しょう中における X, Y 軸方向の加速度および胴体の歪測定 2. 飛しょう中における底面圧の測定 3. 飛しょう中における飛しょう経路の測定 	テレメータ受信装置 追尾レーダ 光学観測装置
NAL 25-31型ロケット	<ol style="list-style-type: none"> 1. ガスジェットモータ燃焼圧の測定 2. N₂ タンクおよび H₂O₂ タンク圧力の測定 3. 前部胴先端, 計測器, H₂O₂ および N₂ ガス温度の測定 4. 飛しょう中における X, Y, Z 軸方向の加速度の測定 5. 飛しょう経路の測定 	テレメータ受信装置 追尾レーダ 光学観測装置
LS-C型ロケット	<ol style="list-style-type: none"> 1. 飛しょう中におけるロケット機体各部表面温度の測定 2. 飛しょう中における機体の軸方向 (X, Y, Z) の加速度の測定 3. 飛しょう中におけるサステーナエンジンの圧力測定 4. 飛しょう中における各種機器動作のモニター 5. 飛しょう中における機体振動 (X, Z) の測定 6. 飛しょう経路の測定 	テレメータ受信装置 追尾レーダ 光学観測装置
SC型ロケット	<ol style="list-style-type: none"> 1. 飛しょう中における機軸方向の加速度の測定 2. 各高度における気温および風向, 風速の測定 3. 飛しょう経路の測定 	追尾レーダ 光学観測装置

8. 警 戒

1) 警 戒 の 範 囲

- イ) 陸上の警戒区域を別紙(1)に示す。
- ロ) 海上におけるロケット落下予想区域を別紙(2), (3), (4), (5)に示す。

別紙(2)SB-Ⅲ型10, 11に適用

別紙(3)NAL16-31D型, NAL25-31型に適用

別紙(4)LS-C型1に適用

別紙(5)SC型1, 3, 4に適用

2) 陸 上 の 警 戒

陸上の警戒については鹿児島県警察本部に依頼する宇宙開発推進本部においても監視員を実験場内に配置し警戒にあたる。実験中は警戒区域内に一般の人が立ち入らないよう立札またはなわばりをする。

3) 海 上 の 警 戒

海上の警戒については第10管区海上保安本部に依頼するが実験場附近沿岸警戒については宇宙開発推進本部が担当する。

4) 航空機に対する警戒

航空機に対する警戒については、鹿児島航空保安部事務所および大阪航空局種子島空港出張所に連絡する。

5) 実験場における警戒表示方法

- (イ) 実験当日は実験場内に黄旗を掲げる。
- (ロ) 打上げ30分前に赤旗を掲げる。

- (ハ) 打上げ2分前に花火を1発あげる。
- (ニ) 各ロケット打上げ実験終了後は花火2発をあげるとともに赤旗をおろす。
- (ホ) 非常事態あるいは異常事態発生の際はサイレンを断続的に吹鳴するが、解除の際はサイレンを15秒間吹鳴する。

9. 通 信 連 絡 系

実験に際しては鹿児島海上保安部および大阪航空局種子島空港出張所に連絡員を派遣するとともに実験場との間に連絡専用通信回線を開設し、緊密な連絡にあたる。
主な通信連絡系は別紙(6)に示す。

10. 報 道 関 係

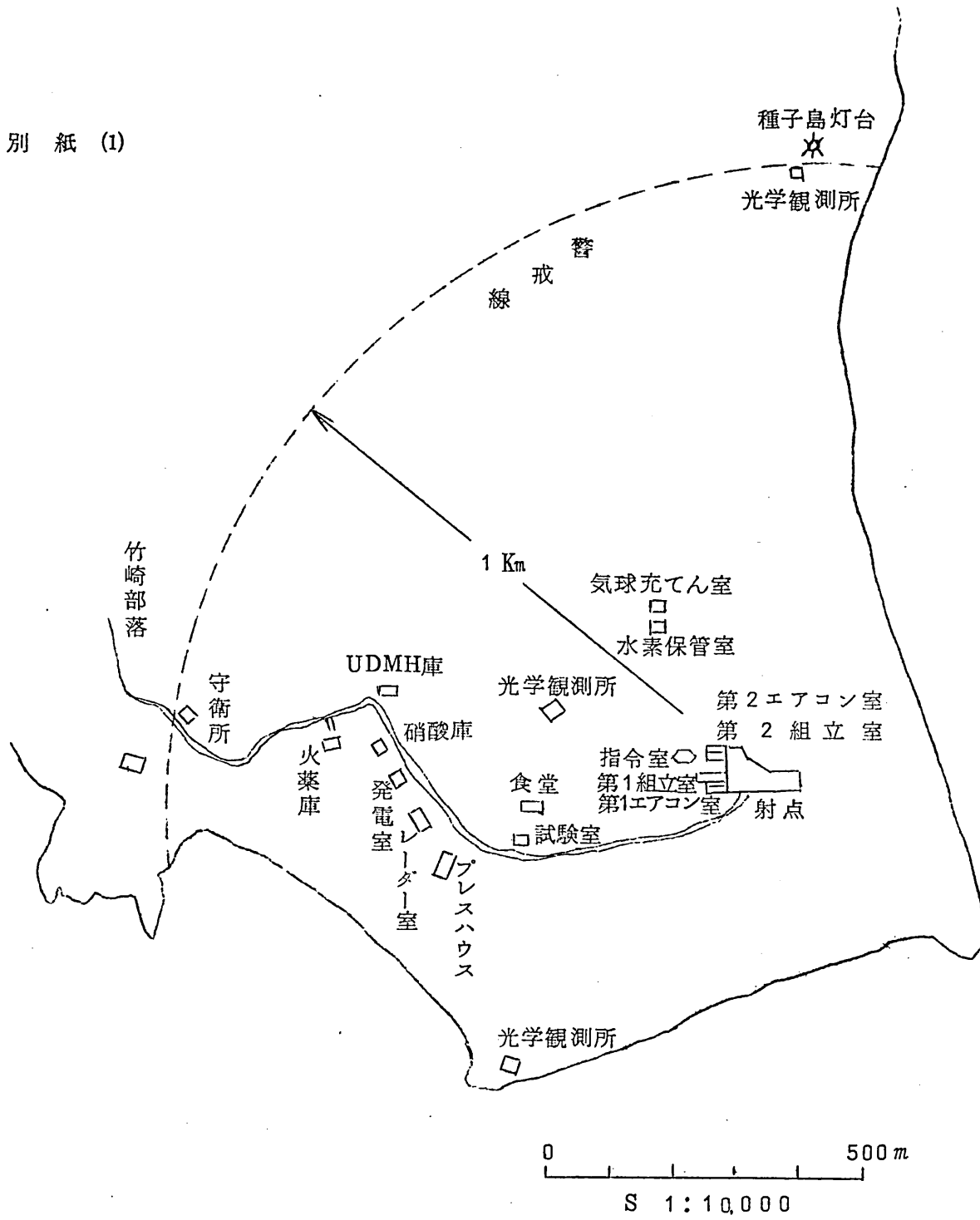
- 1) 報道関係者には、リハーサル当日ロケットおよび実験場内の施設設備を公開し取材の便ぎをはかる。
- 2) 実験の結果については、実験終了後実験主任または、実験副主任が概略の発表を行なう。

11. 一 般 公 開 日

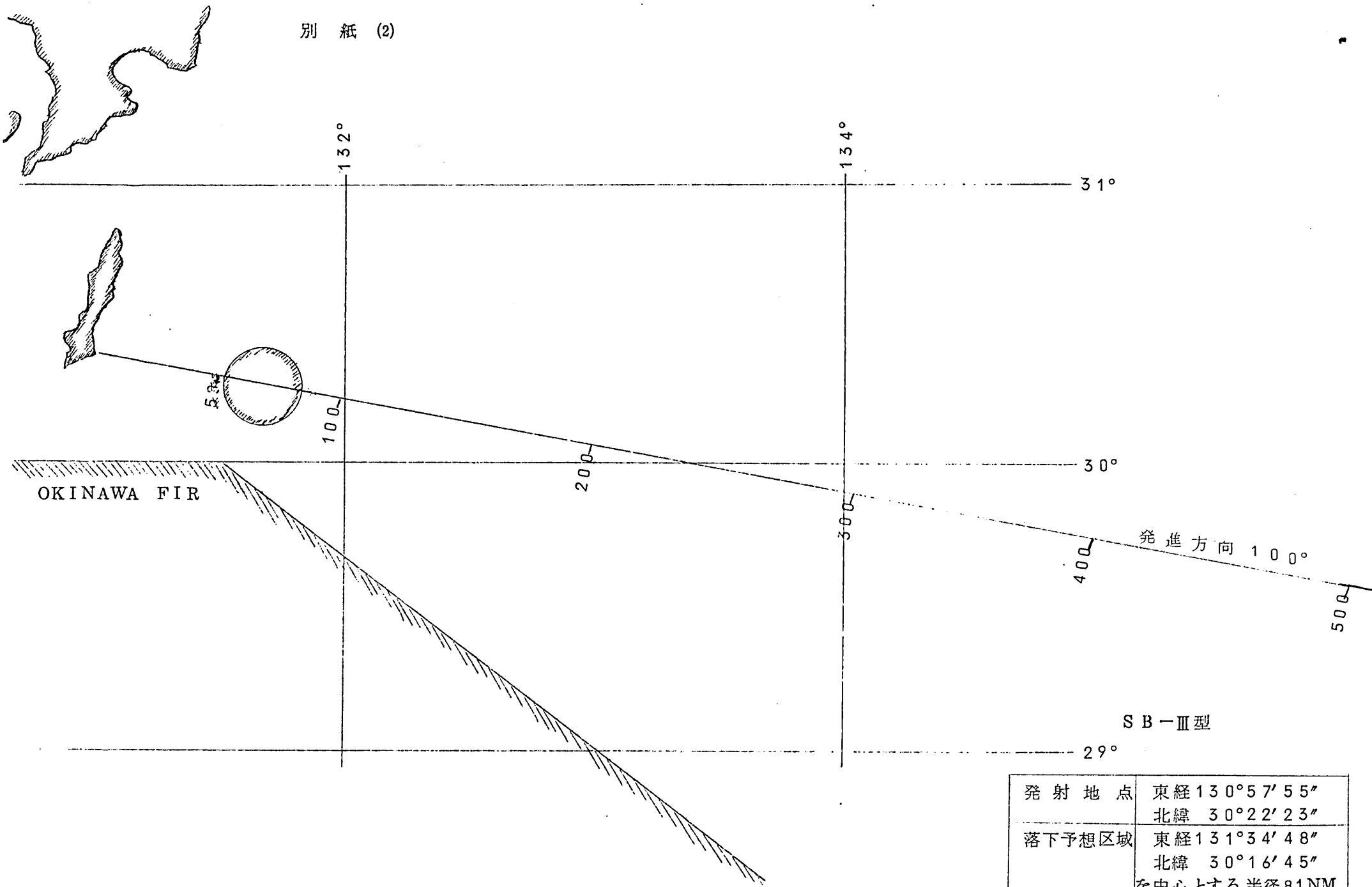
1月19日(日)を一般公開日とし、ロケットおよび実験場内の施設設備を一般見学者に公開する。

12. 実 験 主 任 等

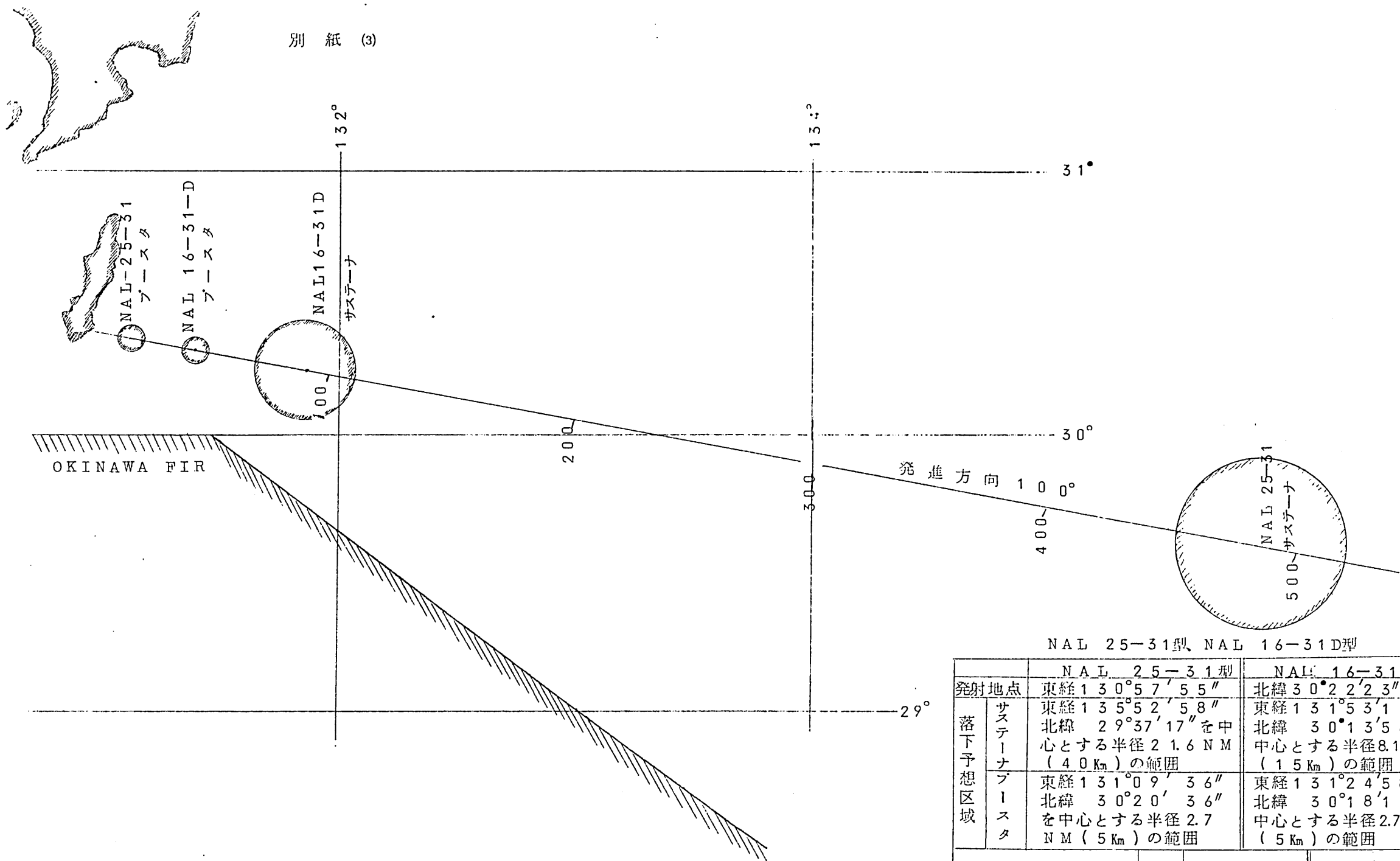
実験主任	総括開発官	黒田泰弘
実験副主任	実験部長	村尾忠義



別紙 (2)

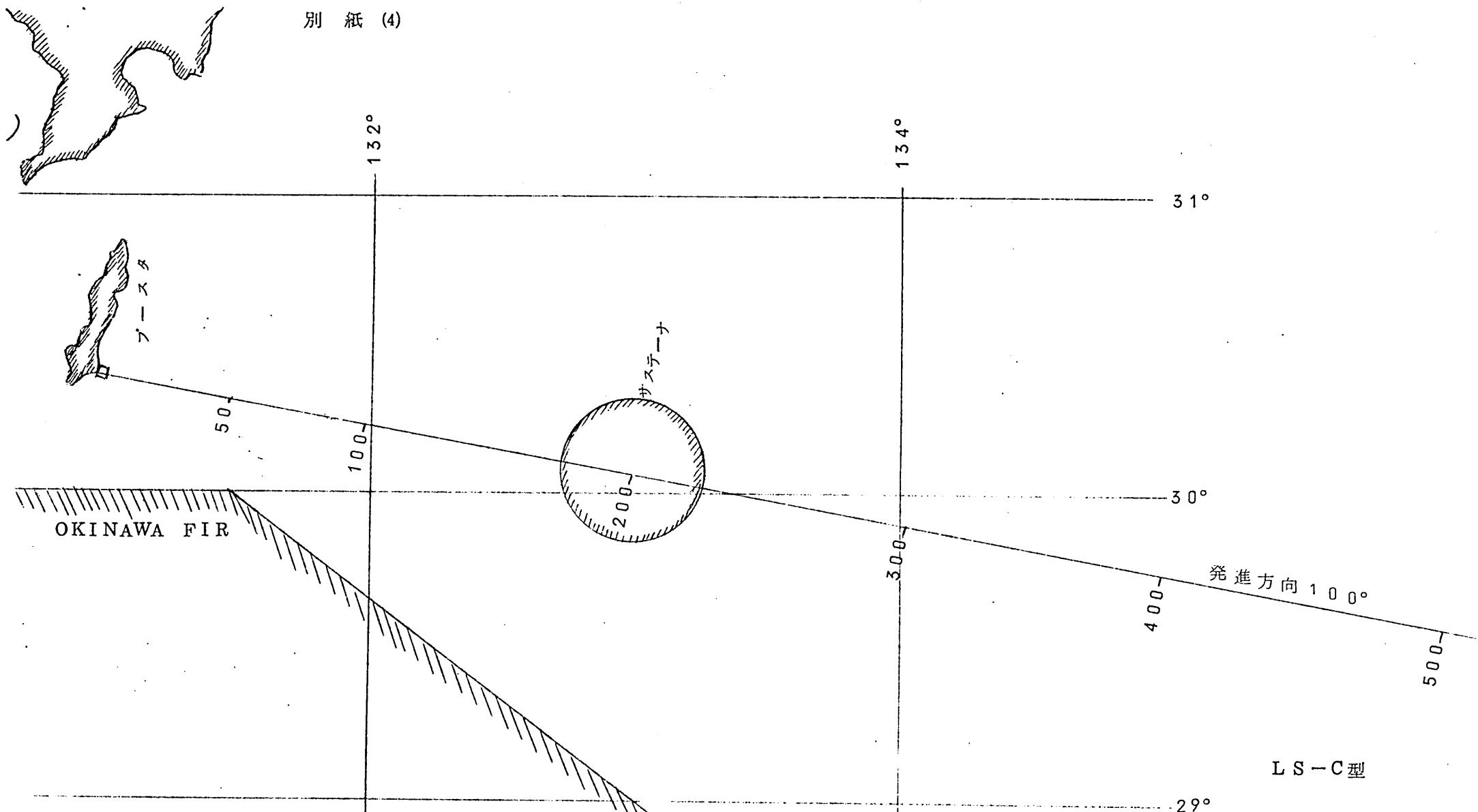


発射地点	東経 130°57'55" 北緯 30°22'23"
落下予想区域	東経 131°34'48" 北緯 30°16'45" を中心とする半径 8.1NM (15Km) の範囲
発射地点より落下予想区域の中心までの距離。32.4 NM (60 Km)	



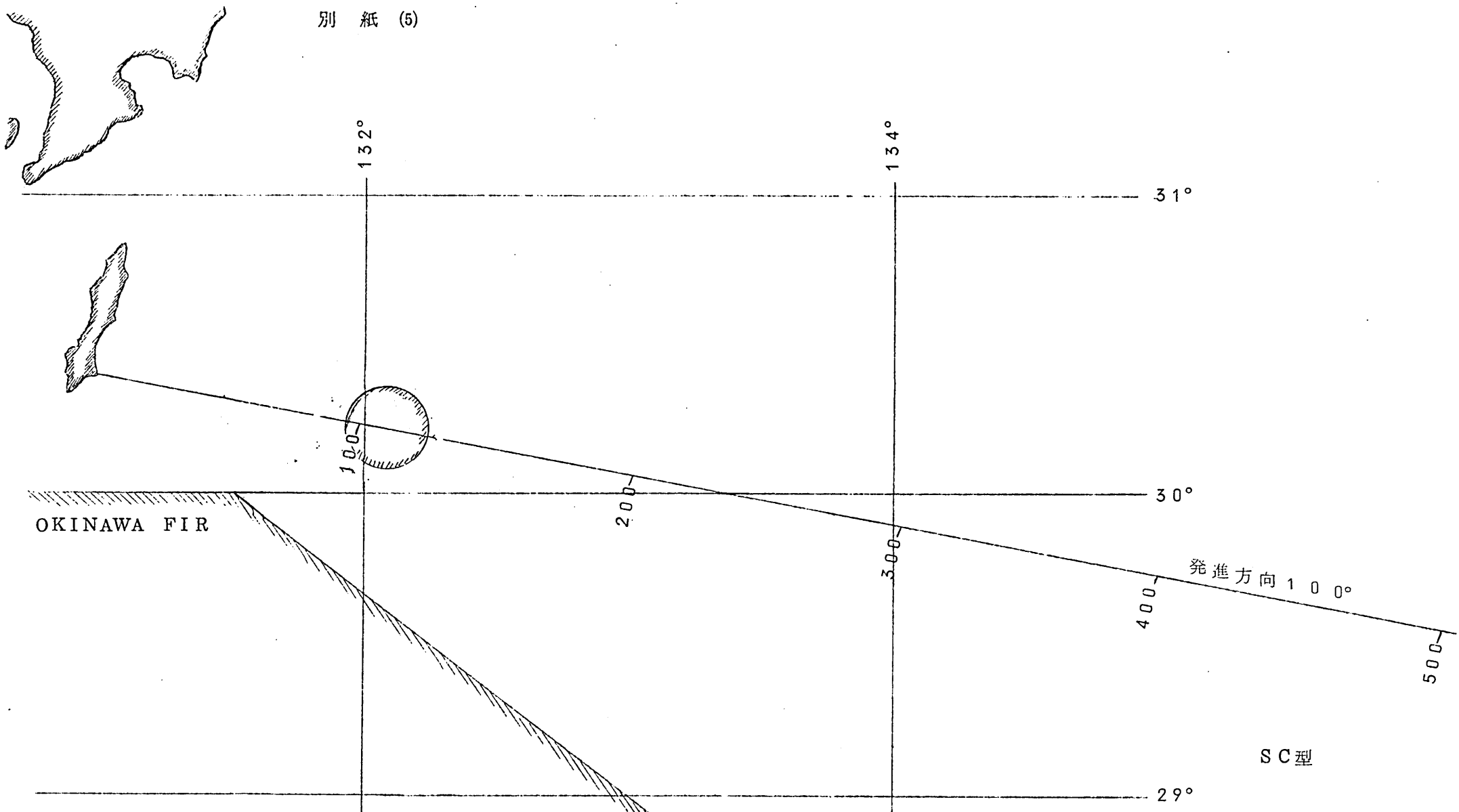
NAL 25-31型、NAL 16-31D型

		NAL 25-31型	NAL 16-31D型
発射地点		東経 130°57'55"	北緯 30°22'23"
落下予想区域	サステーナ	東経 135°52'58" 北緯 29°37'17"を中心とする半径 2.16 NM (40 Km) の範囲	東経 131°53'14" 北緯 30°13'56"を中心とする半径 8.1 NM (15 Km) の範囲
	プースタ	東経 131°09'36" 北緯 30°20'36"を中心とする半径 2.7 NM (5 Km) の範囲	東経 131°24'58" 北緯 30°18'15"を中心とする半径 2.7 NM (5 Km) の範囲
発射地点より落下予想		サステーナ 259.2 NM (480 Km)	48.6 NM (90 Km)
区域の中心までの距離		プースタ 10.3 NM (19 Km)	23.8 NM (44 Km)



LS-C型

発射地点	東経130°57'55" 北緯30°22'23"	
落 下 予 想 区 域	サステーナ	東経133°07'00" 北緯30°02'39" を中心とする半径16.2NM(30Km)の範囲
	プースタ	発射地点より100°の方向で巾2.7NM(5Km) 奥行2.7NM(5km)の正方形の範囲
発射地点より落下 予想区域の中心までの距離	サステーナ	113.4 NM(210km)
	プースタ	1.6 NM(3 Km)



OKINAWA FIR

発進方向 100°

SC型

発射地点	東経 130°57'55"
	北緯 30°22'23"
落下予想区域	東経 132°05'32"
	北緯 30°12'03"
	を中心とする半径8.1NM (15Km)の範囲
発射地点より落下予想 区域の中心までの距離	59.4 NM (110 Km)

通信連絡系（その1）

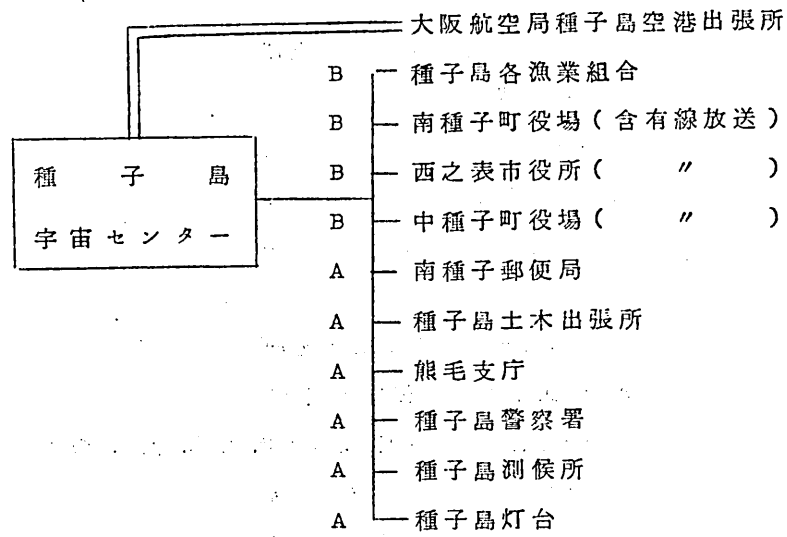
別紙（6）

- B 鹿児島航空保安事務所
- B 鹿児島海上保安部
- B 鹿児島地方气象台
- B NHK鹿児島放送局
- B 南日本放送
- B 宮崎放送
- B 共同通信社鹿児島支局
- A 鹿児島県漁業協同組合連合会
- A 各漁業無線局（枕崎，串木野，山川，油津，松戸）
- A 鹿児島県警察本部
- A 鹿児島県企画部企画課
- A " 漁政課
- A 宮崎県経済部水産課
- A " 漁業協同組合連合会
- A " 各漁業組合
- A 屋久島（警察署，漁業組合）
- A 鹿児島貨物船海運組合
- A " 旅客船協会
- A " 電話局第2運用課
- A 大分県及び漁連
- A 広島県及び漁連
- A 高知県及び漁連
- A 愛媛県及び漁連

鹿児島海上保安部内
連絡班

宇宙種子
センター
島

通信連絡系 (その2)

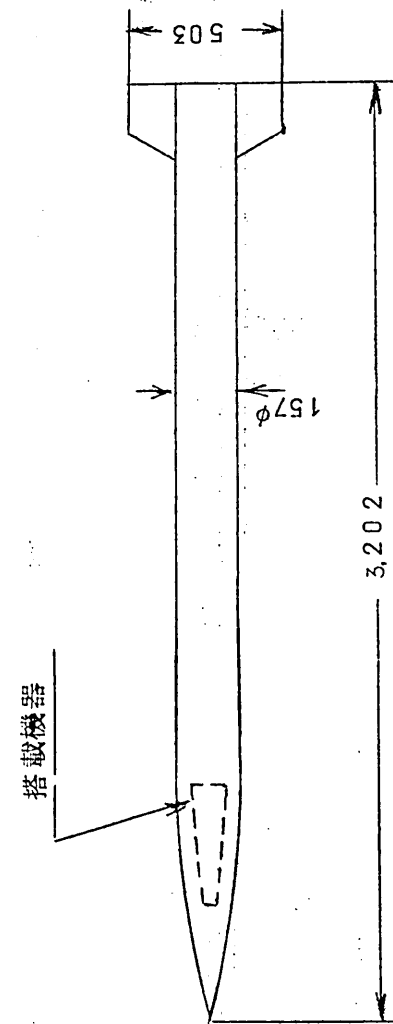


(注) ——— 一般加入電話
 === 専用電話

記号

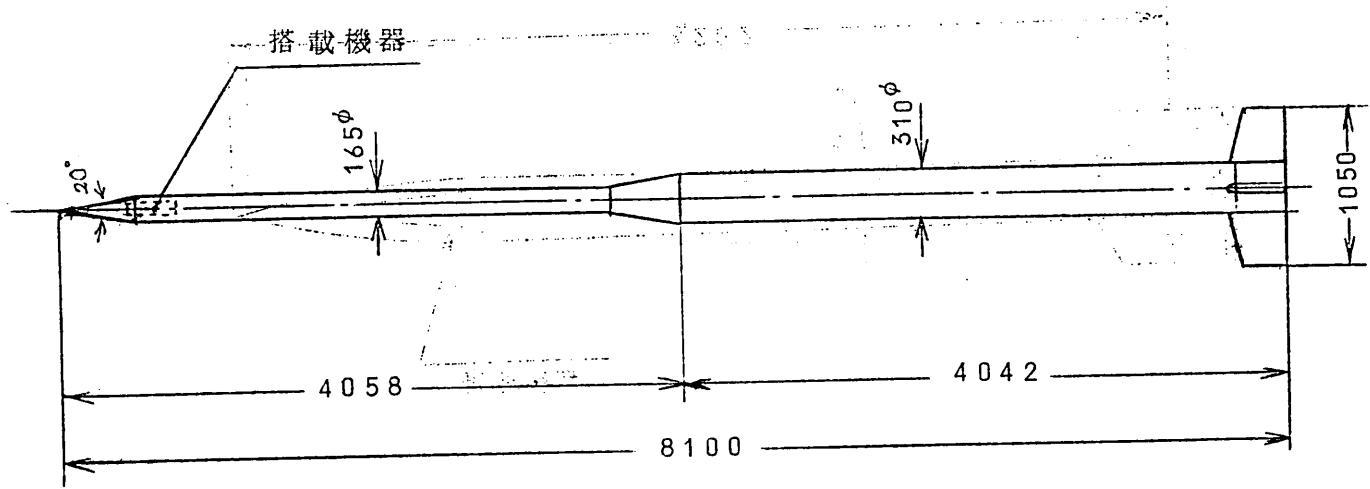
A	実施, 中止, 延期, 終了
B	実施, 中止, 延期, 終了, 発射時刻の変更

S B - III 型ロケット



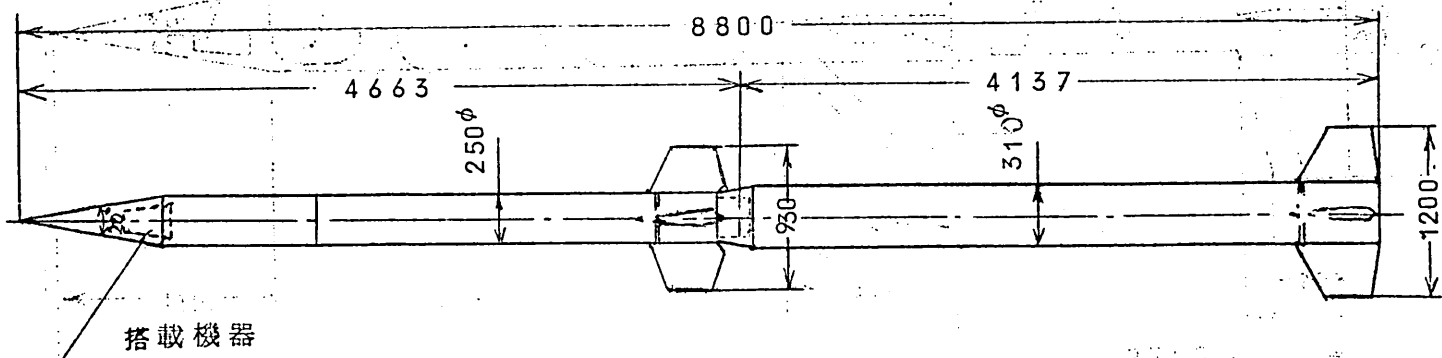
NAL 16-31D型ロケット

-22-

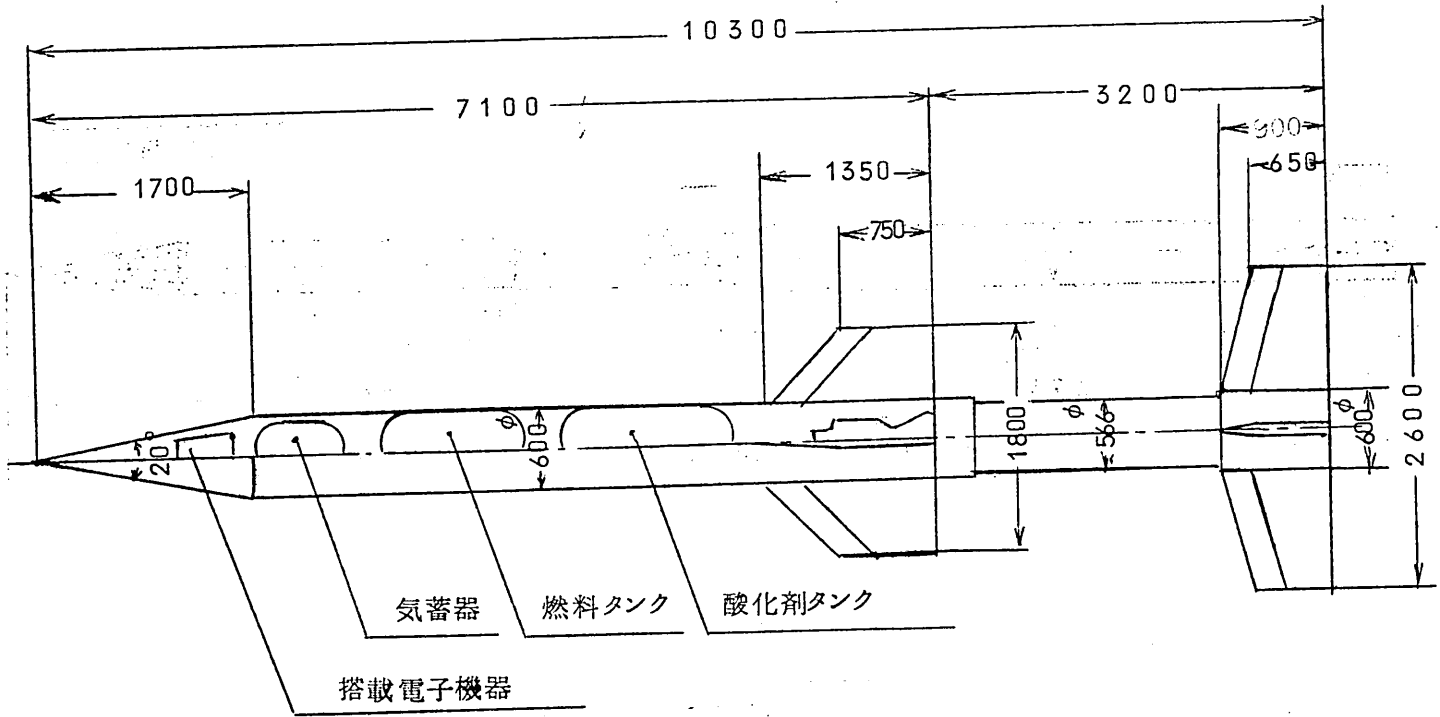


NAL-25-31型ロケット

-23-

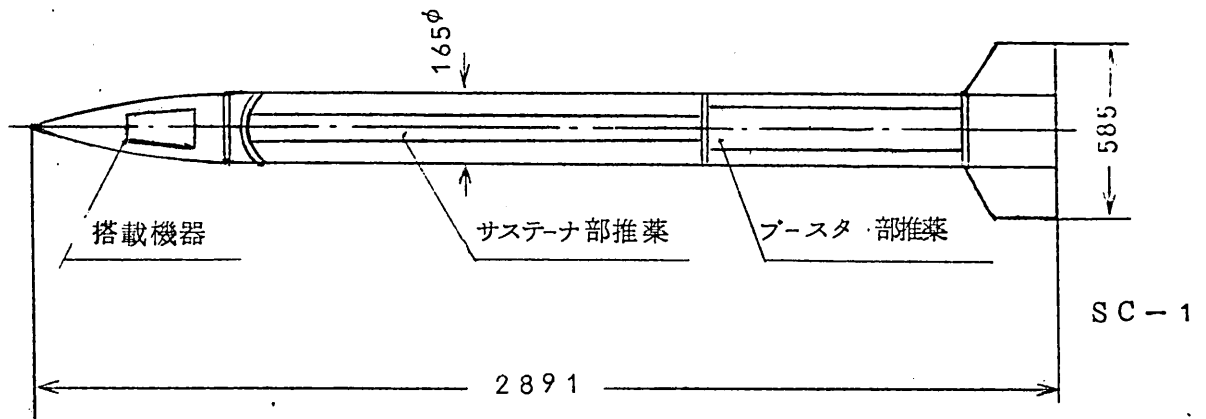


LS-C型ロケット

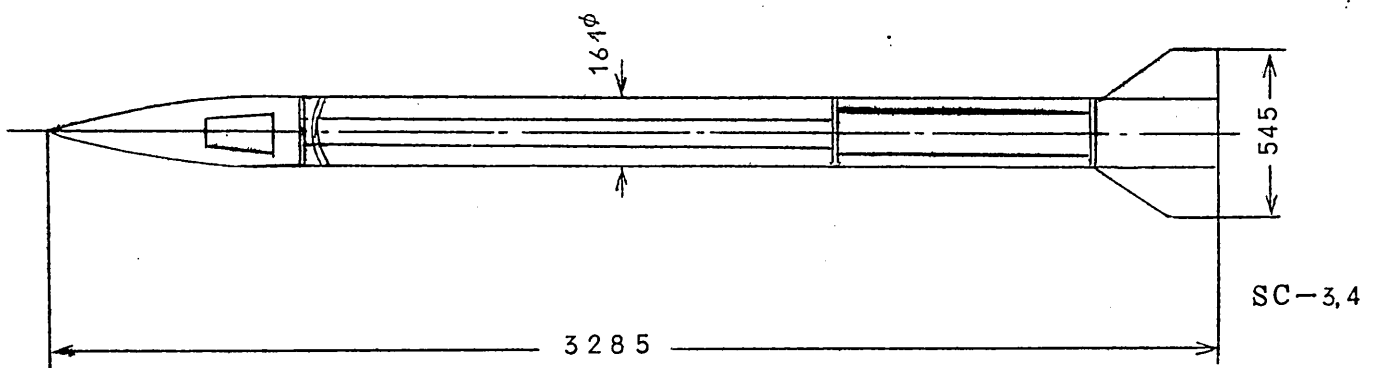


—24—

SC型ロケット



—25—



K 加盟国の権利義務

1. 一般的義務については、パラ600の趣旨を前文程度にとどめることが望ましい。

2. ^{「地域」}国際公衆電気通信業務のための地域衛星については、組織の枠外で、加盟国が別個の衛星組織を無制限に運営しうることとは経済的側面からみても疑問があるばかりでなく、欧州等で組織外の地域衛星系が設立されることにより、かえつてわが国が電気通信業務上不利益を蒙るおそれがあることも否定できない。~~七か七な~~

→がら、宇宙開発の観点からは、地域衛星打上げの可能性を残しておくことが望ましく、加盟国はインテルサットとの競争を避けるため理事会と協議することを条件として地域衛星の打上げを認められることとするのが適当である。*

~~パラ600の趣旨を~~
なお、その際、「地域」の定義如何に

よつてわが国が不利な立場に置かれることがないよう留意するものとする。

3. 国内衛星については、理事会との協議を条件として加盟国が独自の衛星を設定しうるものとする。

4. 特殊衛星については、加盟国が専用衛星を設定する完全な自由を有することを確認するものとする。

5. 国防専用衛星設定の権利について協定中に規定する必要はないと考えられる。

L、M 脱退及び経過措置

大勢に順応して差支えない。